

ドイツにおける歴史的建造物保全を目的とした収用制度の調査

早稲田大学 社会科学部 講師 吉岡 郁美
よしおか いくみ

1. はじめに

本稿は、土地総合研究所の人口減少下での市街地整備手法に係る提言（以下、提言）において論点の1つとして取り上げられた、対象物の維持および管理のための収用を法制度として検討する余地が存在するか否かという問題について、ドイツ法の知見を得ることを目的としたものである。わが国の土地収用法の研究において、日本法とドイツ法との間に存する収用法制における深いつながりは既に明らかにされている¹ことから、本稿もこれを受けて、ドイツ法を参考にすることを試みるものである。

対象物の管理・維持のための収用として考えられる事例は、提言の通り幾つか挙げられるが、今回は事例のうち歴史的建造物の保存についてドイツの法律を概観する。わが国の文化財保護法においては、重要文化財の現状変更不許可処分によって発生する負担への補償などの公用制限に対する補償や、その他文化財保護行政の特殊性に基づくとされる補償制度が用意されているが²、（公用）収用の制度は定められていない。他方、ドイツでは歴史的・文化的価値を有するために法的保護を

受ける建築物を記念物（州によって文化記念物等）と定義し、この収用を可能とする規定が存在する。他にも発掘物や建築物に付属する動産もまた記念物とされるが、本稿においては建築物のみ念頭において調査を行う。

わが国と異なり、ドイツにおいては基本法³14条3項の具体化として個別の法律で収用に関する規制を行っているのであるが、それら個別法の定めを見るうえで、本稿においては①所有権等の接収を行うのに必要な公共性は記念物保存という事業の如何なる点に求められているのか、②収用を行うにあたって利益調整を行っているか否か、行っている場合はいかなる手法がとられているか、③収用のほか、より制限的でない手法との連携がとられているか、という点に特に着目しながら調査を行う。①の点は、提言において、収用対象事業拡大の可否に関する議論に関し政策目的の必要性と国民への説得性が十分に備わっているか否かが論点に挙げられていたところ、記念物の保存という事業で政策目的の必要性等をドイツではいかなる点に見ているのか、という問題意識に基づく。②の点は、ドイツの収用法制発展のきっかけたる線路敷設事業など収用の典型例である大規模施設の整備計画では正当化の手法としての総合的な利益衡量が重視されてきたことは、すでにわが国で

¹ わが国とドイツとの収用法制度の比較という観点から行われた包括的な研究として、国宗正義『土地法立法原理：収用と補償に関するドイツ法と日本法の立法進展比較研究』（青林書院新社、1980年）。

² 椎名慎太郎、穂貴俊文『文化・学術法』（ぎょうせい、1986年）78頁以下、86頁以下。

³ Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland 23. Mai 1949 (BGBl. S. 1).

も知られているが⁴、大規模な工事と異なり利害関係者が比較的少数、最小の場合は記念物の所有者と収用官庁という二主体のみと考えられる記念物保存事業において、収用事業の利益調整は大規模施設整備計画同様のレベルが求められているのだろうか、という問題意識に基づく。③の点は、提言において収用は最も制限の厳しい制度として、それ以外のより“やわらかい”制度も含めて検討していることをふまえたものである。

2. 調査対象の法律

ドイツにおいて記念物に関する事項は、各州の記念物保存法 (Landesdenkmalschutzgesetz, LDSchG) に定めが存在する。したがって記念物の保存もまた州記念物保存法に定められている。他方、収用事業一般に関して規律するために各州において州収用法 (Landesenteignungsgesetz, LEntG) が制定されているほか、基本法 74 条 1 項 14 号の規律によれば、土地収用に関する立法は、連邦が規律してない限りで州法が行うこととされているため、その目的に関わる限りにおいて連邦法に収用に係る法律が存在すれば、記念物の収用もまたその法律に従うこととなる⁵。わが国の土地収用法にあたる法律としてドイツには建設法典⁶が存在し、本法は記念物の収用にも関連を有しうることとなる。以上のことから、州記念物保存法、州収用法、建設法典が本稿の主要な調査対象である。

3. 記念物の収用に関する規定

(a) 収用の根拠規定

まず建設法典に基づく収用制度について確認する。繰り返しになるが、記念物の保存を主目的とした収用は州記念物保存法に定めがあるが、間接的に記念物に資する収用ということであれば、建設法典に基づく収用も制度上は観念しうる⁷。都市計

画の履行のために必要な収用を行うことが建設法典において認められている (85 条)。したがって建設法典に基づく計画が、記念物含む歴史的景観を維持するためのもので、そのために必要となれば建設法典に基づいて記念物を含む土地の収用が有りえよう⁸。建設法典 87 条 2 項によれば、収用事例は個別的に公共の福祉の観点から必要とされ、かつ、他の受忍可能な方法で達成されない場合に許容される。特に、歴史的景観を保全するために設定する保全条例 (Erhaltungssatzung, 建設法典 172 条) に基づいて行う収用 (保全条例に基づき建築物の変更等の許可を拒否した際に行う収用。172 条 3 項から 5 項) は、州記念物保存法に基づく収用とは独立して行うことが可能であることが明文にて強調されている (建設法典 85 条 2 項 2 号)。

次に、各州の州記念物保存法において記念物の収用がいかに関定されているかは、表 1 のとおりである。

(b) 州記念物保存法による収用制度の整備状況

表 1 を元に各州における記念物の収用制度について検証する。第一に、全ての州の州記念物保存法において、収用の根拠規定が存在することが分かる。

第二に、収用を許容する要件については、記念物の収用一般に関する規定に加え記念物の種類ごとに個別の要件を定めている州も存在するが、ひとまず一般要件を見てみると、①記念物の保存や公衆が記念物を利用するために必要な限りで収用を認める州が最も多く、次いで、②記念物の保存や公衆の利用を確保することが他の方法では不可能であること、③記念物に対する危険が他の方法では避けられないことを要求する州が存在する。

⁴ 例えば山田洋『道路環境の計画法理論』(信山社、2004 年) 208 頁以下。

⁵ 山田前掲注・(4) 209 頁。

⁶ Baugesetzbuch vom 3. November 2017 (BGBl. I S. 3634)

⁷ 山田前掲注・(4) 210 頁以下、ヴィンフリート・プロ

ーム、大橋洋一『都市計画法の比較研究』(日本評論社、1995 年) 227 頁以下。なお、直接記念物保存に資する収用は建設法典ではなし得ない。それは記念物保存について州の立法管轄および行政管轄とされていることに違反し、連邦制に反することとなる。

⁸ 建設法典 1 条 5 項、6 項 5 号に基づき、都市計画においては、良好な都市景観の確保や記念物保存等歴史的・文化的な建築物の維持という利益が配慮される。

表1

	州記念物保存法における収用規定の有無	収用が許容される一般的要件	収用の恩恵を受ける者の明示	収用について州収用法等の適用の有無	より強制力の弱い制度の有無
BW (Baden-Württemberg)	25条	記念物とその外観、記念物の施設全体の保存が他の受忍できる方法で確保されないこと	×	×	×
BA(Bayern)	18条	記念物に対する危険が他の手段によって持続的に回避できないこと	州または公法上の法人。特定の場合にのみ私法人	×	先買権
BE(Berlin)	17条	記念物の存在、外観等に対する危険が他の手段によって持続的に回避できないこと	×	○/州収用法	譲渡請求
BB(Brandenburg)	23条	記念物の保存、公衆による利用が他の手段で確保できないこと	州または公法上の法人。特定の場合にのみ私法人	○/州収用法	×
HB(Bremen)	20条	記念物の保存、公衆による利用が他の手段で確保できないこと	州あるいは都市ゲマインデ (stadtgemeinde)	○/州収用法	×
HH(Hamburg)	19条	危険に晒されている記念物の保存、再設置、記念物周辺の保存、改造のためであること	州。特定の場合に第三者	○/州収用法	譲渡請求
HE(Hessen)	26条	記念物の存在や外観を保存する目的に収用が必要であること	州、クライス、ゲマインデまたは法的能力を有する財団	○/州収用法	×
MV(Mecklenburg-Vorpommern)	21条	収用によって記念物の存在、特徴、外観の保存、公衆の利用が可能となること	×	○/州収用法	先買権
	州記念物保存法における収用規定の有無	収用が許容される一般的要件	収用の恩恵を受ける者の明示	収用について州収用法等の適用の有無	より強制力の弱い制度の有無
NDS (Niedersachsen)	30条	記念物の存在または外観の保存、学術研究の目的に必要なこと	州または公法上の法人。特定の場合には私法人	○/州収用法	×
NW(Nordrhein-westfalen)	30条	記念物の存在または外観等の保存、公衆に利用等が収用によってのみ可能となること	州または公法上の法人。特定の場合には私法人	○/州収用法	引受要求
RP(Rheinland-Pfalz)	30条	記念物の保存あるいは学術的評価が他の合理的な方法で達成できないこと	州、クライス、またはゲマインデ	○/州収用法	先買権
SL(Saarland)	19条	記念物に対する危険が他の手段により持続的に回避できないこと	州、公法人または私法人	○/建設法典	先買権、引受要求
SN (Sachsen)	27条	記念物の保存が他の受忍可能な方法により確保されないこと	×	○/建設法典	先買権
ST (Sachsen-anhalt)	19条	記念物の存在または外観の保存、学術的評価のために必要であること	州、自治体、公法人または法人格を有する財団	○/州収用法	先買権
SH(Schleswig-holstein)	21条	記念物の保存に対する危険を他の方法で除去できないこと	州、クライス、またはゲマインデ	○/州収用法	一時的な所有権接收
TH(Thüringen)	27条	記念物の存在、外観の保存に必要なこと	州、州クライス、ゲマインデ、または法人格を有する財団	○/州収用法	引受要求

(執筆時の現行法を元に筆者作成)

とはいえ、最も多い、記念物の保存等のために「必要な限りにおいて」収用を許容するとされているタイプの条文について学説によれば以下のことが指摘できる。すなわち、収用制度が緊急かつ差し迫った状況下の措置であることをふまえれば、収用が「必要」であるとは、収用目的が他の受忍可能な手段で達成されないことを要求しているとされる⁹。このような解釈に基づけば、必要性の要件を設けている州においても、他の州同様、手段の非代替性が求められていると理解される。したがって、所有権の喪失を結果として引き起こす収用を認めるだけの公共性がいかなる点に求められているかということ、公共性を有する事業を遂行するために収用が不可避であることといえる。

第三に、収用は州のほか自治体、さらに公法人の利益になるように行うが、一部の州において、特定の条件下で私法人の利益になるように収用を行うことも可能とされる。いわゆる私益収用を認めた規定と解されるが、私益収用に関しては—これはわが国においても同様であるが¹⁰—受益主体が公であるか私であるか、ということよりも、収用の目的が適切であるか否かが重要であるため私益収用について強く制限的である必要はないとの見解が示されているなか¹¹、州記念物保存法は「厳しい」¹²要件を課すことで私法人のための収用を認めている。州記念物保存法において、私法人に恩恵をもたらす収用が認められるのは、収用の目的が当該私法人の定款に定められた業務に属しており、かつ、収用事業の履行が相当程度確実に進むと思われる時である。ただしこの私法人に課せられた要件のうち、定款に収用の目的に属する業務を有していること、というのは、私益収用を許容する学説においても当該収用が公的な目的

に資することが前提とされていることから、それを確認的に、あるいはより具体的に示したにすぎないと思われる。むしろ、事業が確実に履行されること、の部分こそ、加重要件とみるべきであろう。収用の恩恵を受ける私法人とは、例えば記念物の調査研究や、記念物の公開など、公衆の利用またはアクセスを確保するための組織などが挙げられる¹³。

第四に、収用に関して各州の州収用法が、州記念物保存法の適用のない範囲で適用される。州記念物保存法の条文においてこのことが明記されている州が大半であるが、明記の無いバーデン・ヴュルテンブルク州とバイエルン州でも、収用事業に関する一般規定である州収用法の適用があることは当然要求され、このことは解説書においても確認されている（なお、この2州については収用に伴う補償については、州収用法の適用があることが明文で定められている（BW24 条 1 項、BA20 条 1 項、2 項）¹⁴。州記念物保存法において収用に関して共通して定められているのは、収用の対象、収用を許容する要件、収用事業を担う官庁、収用に伴う補償、といったことであるので、このほかの事項、特に収用や補償の手續に関する事項は州収用法に委ねられている。収用手續においていかなる利益調整が図られているか、という点については後述する。

第五に、一部の州においては収用よりも規制の度合いが緩やかな制度が用意されている。収用は所有権を失わせる制度であり、収用が許容されるためにはほかに手段がないことが要求される。このことは實際上、事前に他の手段を尽くすことを求めているが、その際に補償を伴う権利制限や本節に挙げられる先買権などが用いられる可能性がある。先買権は、私人の契約が記念物の破壊につながること、あるいは私人間の契約の結果記念物

⁹ Peter/Viernickel, Thüringer Denkmalschutzgesetz, 2006, S. 86; Viebrock, Hessisches Denkmalschutzrecht, 4. überAuf., 2018, S. 303.

¹⁰ 山田前掲注・(4) 208 頁。

¹¹ Mauer/Waldhoff, Allgemeines Verwaltungsrecht, 20. Auf., 2020, S. 779.

¹² Eberl/Spennemann/Schindler-Friedrich/Gerstner, Bayerisches Denkmalschutzgesetz, 8. überAuf., 2021, S. 393.

¹³ Davydov/Hönes/Ringbeck/Stellhorn, Denkmalschutzgesetz Nordrhein-Westfalen, 6. Auf., 2018, S. 343.

¹⁴ Eberl usw., a. a. O. (Fn. 12), S. ; Strobl/Sieche/Kemper/Rothmund, Denkmalschutzgesetz für Baden-Württemberg, 4überAuf., 2019, S. 392.

の適切な利用がなされないこと、といった理由から契約に介入する行為である (BA19 条、MV22 条、RP32 条、SL15 条、SN17 条、ST11 条、TH30 条)。権限行使の要件については、先買権を行使することを公共の利益が正当化できる場合、特に先買権の行使によって記念物の恒久的な保存が可能となる場合に行使できるとする規定を置いている州 (BA, MV, SL, TH) と、対象となる記念物が管轄のゲマインデにとって、あるいは当該記念物が超地域的意義を有するものである場合に可能であるとする州 (RP, SN, ST) とがほぼ同数存在している。先買権を実際に行使し所有権を取得する際、先買権の根拠条文に規定されていない事項は収用の条文による。

譲渡請求は、州記念物保存法に基づく行為によって補償が発生した場合に、その補償額が記念物の価額の半分以上となる場合に、記念物所有者から行政庁に対して記念物の譲渡を請求できるとするものである (BE16 条 4 項、HH22 条)。かつ、譲渡の請求に対し、所有者との間に合意が成立しなかった際には、収用が可能となる (BE16 条 4 項、HH22 条 2 項)。そのため、例えば記念物の保存の

ため所有者に対し不許可処分や保全措置に関する命令等をしたところ、補償をする必要が生じた場合には補償額によって譲渡請求を用い得る。なお、収用に伴うもののほか補償に至る場合の行為というのは行為の種類があらかじめ規定されているわけではなく、措置によって所有者に発生する負担の重さで判断される。各州の州記念物保存法の定め方は表 2 のとおりである。

引受要求は、州記念物保存法に基づく措置のために、記念物の経済的、合理的な利用が不可能となった場合に、所有者から行政庁に対して自らの財産の引受を請求するものである (NW31 条、SL20 条 3 項)。財産を引き受けることについて、収用に関する条文が準用される。

なお、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州記念物保存法 20 条に定められている一時的な所有権の獲得制度は、他の手段で記念物の損傷を防ぐことができない場合に 1 ヶ月以内の期間を定めて行政庁が対象の記念物を所有することができるものである。この所有期間中に収用を開始することが可能であり、その際所有期間は収用完了

表2

	州記念物保存法における補償規定の有無	補償を要する一般的要件		州記念物保存法における補償規定の有無	補償を要する一般的要件
BW	24条	法律に基づく措置が収用的効果をもたらすこと	NDS	29条	措置が財産に対する受忍不可能な負担につながり、他の方法で補償できないこと
BA	20条	法律の執行が財産の社会的義務の範囲を超えること	NW	33条	法律の執行が収用的効果をもたらすこと
BE	16条、17条	収用に伴う補償のほか、法律に基づく保存が経済的に受忍可能な範囲を超えること	RP	31条	措置が社会的義務の限界を超える負担につながり、他の方法で補償できないこと
BB	23条、24条	法律に基づく措置が受忍不可能な負担をもたらすこと	SL	20条	法律に基づく措置によって経済的利用可能性が著しく制限されること等
HB	20条、21条	法律に基づく措置が収用的効果をもたらすこと	SN	26条、29条	法律に基づく措置が収用的効果をもたらすこと
HH	21条	法律に基づく措置が社会的拘束の限界を超えて負担になり、受忍不可能となること	ST	19条	法律の執行が財産の社会的拘束の範囲を超える収用的効果をもたらすこと
HE	27条	財産に対する不当な負担を他の方法で償えないこと	SH	20条	一時的な所有権接収に伴う不利益の補償
MV	23条	法律に基づく措置が収用的効果をもたらす場合	TH	28条	28(1)社会的義務を越えて経済的負担をもたらす受忍不可能となる場合

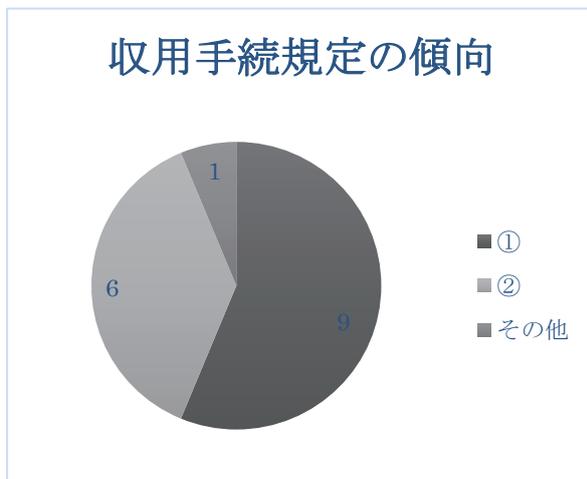
(執筆時の現行法を元に筆者作成)

まで延長することが可能となる。元々の所有者は記念物の所有を奪われたことによる補償を受ける。

(c) 収用事業における利益調整手続

収用という権利制限の大きな決定を行うために、いかなる利益調整の手続がとられているのかという点について、州記念物保存法に定められていない事項に関しては、州収用法の定めを確認しなければならない。収用手続について各州の州収用法の条文の傾向は図1の通りである。

図1



(執筆時の現行法から筆者作成)

このうち最も多い①の傾向を有するのは9法確認できる。これらは州収用法において口頭審理手続および計画確定手続が規定されていることが特徴として挙げられる。例として、ブランデンブルク州収用法¹⁵の手続の章の条文を挙げると以下の通りである。

- 18条 収用官庁、要式手続
- 19条 収用申請
- 20条 申請の不備
- 21条 参加人、代表者
- 22条 権利の再設定のための補償
- 23条 計画確定手続
- 24条 口頭審理の準備
- 25条 収用手続の開始、口頭審理の日程、収用の

¹⁵ Enteignungsgesetz des Landes Brandenburg (EntGBbg) vom 19. Oktober 1992 (GVBl. I/92, [Nr. 22], S. 430).

- 公示
- 26条 処分、変更の余地
- 27条 合意
- 28条 部分的合意
- 29条 収用官庁の決定権
- 30条 収用決定
- 31条 事業期間の経過
- 32条 他の権利付与による補償手続
- 33条 決定の履行
- 34条 預け金
- 35条 共有権の分割手続
- 36条 収用決定の取消

①の形式では、特定の場合に限り、後述の収用手続の前に計画確定手続 (Planfeststellungsverfahren) を行うことができる。計画確定手続はすでにわが国で詳細な研究がなされているため¹⁶、本稿では必要な限りでの紹介にとどめる。計画確定手続が可能となる特定の場合というのは各州において概ね (a) 収用事業の範囲が複数の土地に及ぶ広範囲なものである場合、(b) 収用事業の根拠法で計画確定手続が規定されておらず、担当官庁が手続開始を適切であると判断した場合、(c) 電線敷設などの特定の事業に係る収用である場合、のいずれかあるいは複数該当することと規定されている。しかしながら、計画確定手続については州収用法ではなく連邦の行政手続法¹⁷に定められた手続によるとされ、関係官庁への聴聞、利害関係者による異議申立てといった利益調整手法がとられる (行政手続法 73 条)。

計画確定手続がとられない場合に収用手続が行われる。収用手続において、担当官庁は収用対象

¹⁶ 本稿で紹介したドイツの収用法制度に関する文献において紹介がされているのはもちろん、現在に至るまでの計画確定手続の展開を紹介した最近の文献として、マルティン・イブラー、山本紗知 (訳)、山田洋 (監訳) 「計画確定—ドイツにおける超高压送電線計画の将来モデルあるいは旧式モデル: 基本、発展、利点、欠点、改善提案」獨協法学 109 号 (2019 年) 339 頁以下 (344 頁以下)。

¹⁷ Verwaltungsverfahrensgesetz (VwVfG) vom 23. Januar 2003 (BGBl. I S. 102).

の財産の所有者、収用事業申請者、事業区域に関係を有する官庁が意見を述べる機会を設けなければならない。また、土地の権利が収用あるいは制限される場合には、建設法典 192 条の専門委員会または専門家から意見を聴取することが可能である。意見聴取手続を経て、関係者間の合意を得たうえで最終の収用決定が下される。

②の形式もまた計画確定手続あるいは収用手続を行うことができる。①と異なるのは収用手続について州収用法が建設法典の規定を用いていることであるが、しかしながら、建設法典における収用規定は、少なくとも手続の部分に関して上述の州収用法における収用手続と大きく変わるところはなく、関係者および専門家への意見聴取機会を確保すること等が求められている。

以上からすれば、多くの州が、記念物の収用を行う手続において、他の収用事業と同様の意見聴取手続等が保障されているといえる。なお、③の形式であるシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州収用法では、計画確定手続のみが手続として定められている（18 条 1 項）。計画確定手続の内容としては、計画公示とそれに伴う利害関係者の異議申立て（19 条 1 項および 3 項）、そして異議の内容に関連する者の説明機会の付与（20 条 2 項）が定められている。

4. まとめと若干の指摘

これまでの調査結果と先に提示した問題意識に対しての回答をまとめたいうえで、提言をふまえて若干の指摘を試みる。

まず、記念物の保存のための収用事業に必要な公共性がいかなる点で認められるかという問題については、記念物保存という事業一般の公共性につき特に指摘がなされておらず、州記念物保存法と建設法典の条文では最終手段であること、つまり手段の非代替性こそが重視されていた。

本問題設定は、提言において収用対象事業拡大を検討するための一要素として十分な公共性、国民への説得性を挙げていたことから設定したものであるが、そもそもドイツの収用事業の個別的な

公共性認定¹⁸と、わが国の土地収用法が収用事業を制限列挙的に定めていること¹⁹では、状況が大きく異なるといわざるを得ない。また、提言でも触れられているように都市計画法の面から考えても、ドイツ建設法典に基づく記念物保存に資する都市計画のための収用とわが国の都市計画法上の収用制度とでは単純に比較しづらい点が存在することはすでに指摘がある²⁰。本稿の不十分な調査からこの点に対して具体的な提案ができるわけもないが、ただ、ドイツの都市計画の有する目的が時代と共に、歴史的・文化的な価値を維持した都市の形成のほか、環境保護など新しい時代の要請を取り入れて収用事業の対象を増やしてきた流れ²¹と同様、わが国においても文化財の面的保護の必要性は徐々に認識され、都市計画法および文化財保護法にて時代の要請が取り入れられて発展してきていることは明らかである。確かにこれまで文化財の収用ということはあまり議論されてこなかったようであるが²²、例えばこのような関連に着目し、都市計画法の面から歴史的価値を守るための面的保護制度、計画制度のより一層の発展に期待しつつ、それら制度の実行手法の 1 つとしての収用を検討することはできるかもしれない。

次に、記念物の保存という目的においてなされ

¹⁸ 棟居快行「公用収用法理の展開と発展可能性（二）」神戸法学雑誌 32 巻 3 号（1982 年）575 頁以下（601 頁以下）、角松生史「土地収用手続における「公益」の観念：1874 年プロイセン土地収用法を素材として」社会科学 48 巻 3 号（1996 年）147 頁以下（150 頁以下）。

¹⁹ 小澤道一『逐条解説土地収用法（上）[第三次改訂版]』（ぎょうせい、2012 年）76 頁以下、建設省計画局総務課編『改正土地収用法解説』（大蔵省印刷局、1968 年）29 頁。

²⁰ 角松生史「「計画による公共性」・再考—ドイツ建設法における「計画付随的収用」」三辺夏雄ほか編『法治国家と行政訴訟』（有斐閣、2004 年）515 頁以下（542 頁以下）。

²¹ 記念物保存と建設法典の関係性の展開については拙稿『記念物保存法と都市計画法の歴史的展開』行政法研究 36 号（2020 年）111 頁以下。また、都市計画の目的の広がり指摘しているものとして、ブローム前掲注・（7）231 頁。

²² 国会会議録検索システムにおいて「文化財 収用対象事業」などの検索をかけてもそのような議論は確認できなかった。

る記念物の収用事業において、大規模工事計画と同等の利益調整手続が要求されるのか、という点である。しかしながら、実際に各州の州記念物保存法、州収用法、建設法典を確認してみると、少なくとも収用手続の部分においては、大きく異なる傾向は存在せず一般的な収用手続あるいは計画確定手続にのっとって記念物の収用が行われていることが明らかとなった。とはいえ、このことに対しては合理的であると考え余地も存在すると筆者は考えている。裁判例および学説を見ると、記念物を実際に収用した事例は確認できず、専ら、①記念物たる建築物の取壊しや変更などの許可を担当官庁から拒否されたことによる経済的負担が収用的効果をもたらすか否か、または、②引受要求の適否に関するものである。したがって、利用がほとんどない可能性のある制度について、特別の手続規定を設けることのコストに鑑みると現在の一般的な規定に結び付けた条文になっていることにも納得がいく。また、建設法典 107 条 1 項 1 文、各州収用法の口頭審理の準備、開始に関する条文では、「収用手続は迅速に行われなければならない」とされており、過度に慎重な手続を行うことは、この条文に反することになると思われる。これらの点から、記念物の保存という、利害関係者が必ずしも多数存在するとは限らない収用事業において、一般的な水準は確保しつつ、可能な範囲で手続の迅速化の措置がとられることが期待されるのである。

3 点目に、よりやわらかな手法の存在については、何等か手段を有している州が半数以上存在し、かつこれらの制度がうまく機能しなかった時の非常手段として収用が存在することで、記念物の所有権を強く制限する制度に関してグラデーションを形成していることがうかがえる。ただし、裁判例を見る限りでは、引受要求に関する事例がわずかに存在する程度で他の制度を利用した事例が確認できないことから、よりやわらかな制度についても収用と同様にほぼ利用されていない可能性がある。推測になってしまうが、記念物に対する行政活動には、権利制限などをせず情報提供や資金

提供を中心として保護活動(Pflege)であるとか、記念物をリスト化するあるいは都市計画に書き込むことによって、その存在、状態等を自治体が把握する制度も整備されているところであるので、おそらくは大抵所有権の接収に至るより前の段階で担当官庁と所有者との間で対策が取られている、そして接収に至る場合にも前段階での折衝があるので注目される事例として裁判例や学説に上がってこないものと考えられる。

最後に、提言において、歴史的建造物の保全のための収用制度を検討した際に課題として挙げられていたのは、収用事業が財政効率的といえるか、という点であった。これまで明らかにしてきたことからすれば、効率性という考え方は条文上に登場することはなかった(最終手段とすることで結果的に財政上の効率性を確保しているということはあるかもしれない)。ただ、これもまったく不十分な着想を書き記すのみであるが、財政という観点からすると一部州にある譲渡請求の制度は、行使基準を州の財政的負担の大きさに求めている。ここから、例えば文化財保護のため、あるいは文化的景観を保護する目的を含む都市計画の遂行のために所有者に負担を課し、しかしながらその負担のみでは保全が叶わないうえ、公用制限に基づく補償で行政側の経済的負担が過度に大きくなってしまふ場合に、自ら管理をする方が効率的と判断出来たら収用を行うといった制度を作ることもありうるのではなかろうか。

以上、日本の収用制度との本格的な比較研究には至らないうえ、結局ドイツの法律制定状況のほんの一側面を明らかにすることに終始してしまつたが、提言の今後の発展の一助となれば幸いである。